

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の 見直しに関する要望意見書

政府が示した「農政改革」において、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものです。しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会での法制化に向けて、より一層の拡充が求められます。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、5年後の生産数量目標の配分廃止をはじめ、米の直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。今回の見直しは、関税撤廃を原則とするTPP交渉の年内妥結を目標とし、生産現場の実態や米の計画的な生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いています。

価格と需要安定の要となる米の直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道など主業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

農業・農村地域の担い手である家族農業経営が、将来にわたり、安心して営農が続けられるよう、下記事項について十分配慮するよう要望します。

記

- 1 日本型直接支払（多面的機能支払）制度における、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。
- 2 水田農業の持続的発展を期するため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給調整の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。
- 3 国民の主食である米の価格と需給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ、適切な需給調整対策の実施などの政府責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 伊 吹 文 明
- ・ 参議院議長 山 崎 正 昭
- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 農林水産大臣 林 芳 正